

視聴覚障害者向け放送普及行政の指針

(平成19年10月30日策定)

(平成24年10月2日改定)

1 字幕放送 (注1)

| | 普及目標の対象 | | 目標 | 備考 |
|-------------------------------|---------|---------------------|---|--|
| | 対象時間 | 対象番組 | | |
| NHK | 7時から24時 | 字幕付与可能な全ての放送番組 (注2) | 2017年度までに対象の放送番組の全てに字幕付与 大規模災害等緊急時放送については、できる限り全てに字幕付与 災害発生後速やかな対応ができるように、できる限り早期に、全ての定時ニュースに字幕付与 | 教育放送については、できる限り目標に近づくよう字幕付与する。 |
| 放送大学学園 | | | 聴覚障害者等のニーズの実態を踏まえ、できる限り多くの放送番組に字幕付与 | |
| 地上系民放 放送衛星による放送(NHKの放送を除く) | | | 2017年度までに対象の放送番組の全てに字幕付与 大規模災害等緊急時放送については、できる限り全てに字幕付与 | 県域局については、できる限り目標に近づくよう字幕付与する。 独立U局及び放送衛星による放送については、目標年次を弾力的に捉えることとする。 |
| 通信衛星による放送 有線テレビジョン放送 | | | 当面は、できる限り多くの放送番組に字幕付与 | |

注1 字幕放送には、データ放送やオープンキャプションにより番組の大部分を説明している場合を含む

注2 「字幕付与可能な放送番組」とは次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組

- ①技術的に字幕を付すことができない放送番組 (例 現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組)
- ②外国語の番組
- ③大部分が器楽演奏の音楽番組
- ④権利処理上の理由等により字幕を付すことができない放送番組

2 解説放送

| | 普及目標の対象 | | 目標 | 備考 |
|-------------------------------|---------|--|-------------------------------------|--|
| | 対象時間 | 対象番組 | | |
| NHK | 7時から24時 | 権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組（注3） | 2017年度までに対象の放送番組の10%に解説付与 | 教育放送については、対象の放送番組の15%に解説付与する。 |
| 放送大学学園 | | | 視覚障害者等のニーズの実態を踏まえ、できる限り多くの放送番組に解説付与 | |
| 地上系民放 放送衛星による放送（NHKの放送を除く） | | | 2017年度までに対象の放送番組の10%に解説付与 | 県域局については、できる限り目標に近づくよう解説付与する。独立U局及び放送衛星による放送については、目標年次を弾力的に捉えることとする。 |
| 通信衛星による放送 有線テレビジョン放送 | | | 当面は、できる限り多くの放送番組に解説付与 | |

注3 「権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組」とは次に掲げる放送番組

- ①権利処理上の理由により解説を付すことができない放送番組
- ②2か国語放送や副音声など2以上の音声を使用している放送番組
- ③5.1chサラウンド放送番組
- ④主音声に付与する隙間のない放送番組

3 手話放送

NHKにおいては、手話放送の実施時間をできる限り増加させる。放送大学学園、地上系民放、放送衛星による放送（NHKの放送を除く）、通信衛星による放送及び有線テレビジョン放送においては、手話放送の実施・充実に向けて、できる限りの取り組みを行う。